

陳情事項	回答	健康福祉部
<p>【1】自治体の基本的あり方について</p> <p>①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。</p> <p>②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。</p> <p>③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。</p>	<p>法の趣旨を尊重し、第6次小牧市総合計画に基づく効率的な行政運営に努めます。</p> <p>厳しい経済状況を踏まえ、限られた財源の効率的かつ効果的な活用に努めます。</p> <p>行政サービスの制限条例は制定しておりません。</p>	
<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください</p> <p>1. 安心できる介護保険について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p> <p>②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービスの制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。</p> <p>④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p> <p>⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>低所得者に対しては保険料減免制度を設けています。</p> <p>本市独自の施策については考えておりません。</p> <p>本市においては、厚生労働省通知に反するサービスの制限は設けておりません。</p> <p>第4次高齢者保健福祉計画で、小規模特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設等の地域密着型サービスの施設整備を図っているところであり、なお、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所確保に対する助成制度については、現在のところろ考え財政的な支援について、本市独自の施策は考えておりません。また、市独自で訪問介護、通所介護及び宿泊を伴う施設の介護職員を対象に研修をおこなっております。</p>	<p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課</p>
<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p> <p>②消えた高齢者が社会問題になっていきませんが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p>	<p>現時点では、自己負担額の引き下げは考えておりません。なお、会食方式を実施する団体に対して、間接的に助成（いきいきサロン）を行っています。</p>	<p>長寿介護課</p>

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	緊急通報装置の設置、配食サービス及び家事援助員の派遣などの生活支援の施策を実施しておりますので、今後とも周知に努めま	長寿介護課
イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。	高齢者や障がい者の外出支援のためだけに運行しているわけではありませんが、市内8コースに巡回バス（すべて低床バス）を運行しており、巡回バスは車椅子のままでもご利用いただける仕様となっております。	長寿介護課 交通防犯課
ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がたきになりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	小牧市社会福祉協議会に対して補助を行い、サロンなどの高齢者の集まりの場が増えるよう働きかけます。	長寿介護課
エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	現時点では、バリアフリーの高齢者住宅を公営で整備する考えはありません。	長寿介護課

(3) 障がい者控除の認定について		
①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	現時点では、実施は考えていません。	長寿介護課
②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	身体状況により該当と判断される対象者には個別に案内しておりますが、全ての要介護認定者への送付は、現時点では考えており	長寿介護課

2. 高齢者医療などの充実について		
①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	後期高齢者の方の医療費が増大しているなかで、高齢者の方に医療費を負担していただくことは、必要であると考えます。後期高齢者福祉医療費助成制度の対象拡大については、県下各市の動向及び被保険者の現状を見ながら判断していきたいと考えています。資格証明書発行については、高齢であるという被保険者の現状から行っておりません。	保険年金課
②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ、資格証明書の発行をしないでください。		保険年金課
③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。	後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と	保険年金課

3. 子育て支援について		
①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。	子ども医療費助成制度は、平成20年4月から15歳年度末までに拡大したところですが、子ども医療費助成制度は、病院にかかると機会の多い子どもが適切な医療を受けられ、また、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るための制度です。そのため、18歳年度末までの拡大は現在のところ考えていません。	保険年金課

<p>②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。</p>	<p>妊婦の無料健診制度については、平成21年1月27日以降、国の示した健診内容で、14回を実施しております。なお、産後健診については現在のところ実施する考えはございません。</p>	保健センター
<p>③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要なら市町村はなくしてください。</p>	<p>小牧市の認定基準は、生活保護基準の一部に市の独自機軸を加味したものを1.3倍した額を目安としており、現時点では変更を考慮しておりません。</p>	学校教育課
<p>④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。</p>	<p>現在のところ無料にする予定はありません。</p>	学校教育課
<p>4. 国保の改善について</p>		
<p>①国民健康保険制度の広域化に反対してください。</p>	<p>国の医療制度改革会議等の結果を見ながら適切に対応します。</p>	保険年金課
<p>②保険料(税)について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。</p>	<p>一般会計からの繰り入れは、21年度実績で国保加入者一人当たり繰り入れ額が県下3位で、繰り入れはたいへん多くなつていきます。その他繰り入れは国保加入者以外の方の負担が発生することが、やむを得ない措置として実施してまいりますので、繰り入れの増額による保険料の引き下げ等の実施は現在のところ考えておりません。</p>	保険年金課
<p>イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。</p>	<p>均等割については加入者全員に賦課することが地方税法で定められています。また、18歳未満の子どもについても均等割の対象となりません。また、一般会計による減免については、その他繰り入れの増額による減免のことであれば、上記「ア」のとおりです。</p>	保険年金課
<p>ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p>	<p>低所得者については地方税法等で定められた軽減措置がすでに適用されています。条例による低所得者に対する減免措置は現在のところ考えておりません。</p>	保険年金課
<p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>所得激減による減免については条例等に規定されており、前年中所得が400万円以下の世帯で今年中所得が一定額以下の場合に減免対象となることとなっております。基準の見直しは現在のところ考えておりません。なお、非自発的失業者については給付所得を30/100とする軽減を平成22年度より実施しています。</p>	保険年金課
<p>③保険料(税)滞納者への対応について</p>		

<p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度未満までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、義務教育修了前の子どもについても、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。</p> <p>ウ. 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。</p> <p>エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p> <p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>	<p>資格証明書については、納税相談等により生活状況や納付計画等を聞き取り、やむを得ず保険税を納めることができないう状況であれば交付することはありません。また、18歳未満の世帯や母子医療、障がい者医療等が適用される被保険者がいる世帯には、1年度は交付していません。また、義務教育修了前の方に限り、保険証の受け取りがなかった全世帯に通知文を送付し勧奨しています。</p> <p>給付制限は実施していません。</p> <p>短期証の交付については、取扱基準の中で、納付割合や分納の履行状況により有効期限を定めており、対象者以外の方と一定の区分をすることが適切であると考えています。</p>	<p>未納がある方には納税相談をすすめる機会がありますので、その中で生活実態等の把握をしています。生活実態等の把握をした上で、支払可能な額で分納誓約等の手続を実施しています。差押えについては、取税課所管事務ですが、保険年金課と同様に納税相談等において生活実態等の把握に努め、その状況等を勘案しながら実施しています。また、保険証を送付していない全世帯に納税相談により保険証の交付を受けるように通知文を送付しています。</p> <p>④一部負担金の減免制度については現在のところ実施する予定はありません。</p>	<p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p>
<p>5. 障がい者施策の充実について</p> <p>①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。</p> <p>ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。</p>	<p>自立支援医療の自己負担については、国の動向を注視していきたいと考えています。</p> <p>しかしながら、自立支援医療のうち精神通院医療受給者については、市単事業である「精神障害者医療費助成」の制度を利用すること、更生的に自己負担の発生はありません。</p> <p>また、更生医療についても、「重度障害者医療費助成」の制度を利用することで実質的な自己負担の発生はありません。</p> <p>福祉課</p>		

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者（児）本人（個人単位）としてください。	国の制度に沿った利用者負担上限月額額の認定をしているところから判断していきたいと考えられています。	福祉課
ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。	地域に根ざした決め細やかなサービスを提供していくため、必要に応じて予算確保に努めます。	福祉課
エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。	施設利用者に対する食費等の自己負担に対しては、所得状況等を勘案し、「特定障害者特別給付費」として支給しています。	福祉課
オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。	国の動向を注視していきたいと考えられています。	福祉課
②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。	独自で「障害者福祉施設等整備費補助金」制度を設けており、施設等の整備促進を図っています。	福祉課

6. 健診事業について	<p>がん検診については、健康を自己で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいておりますが、平成21年度と22年度は、女性特有のがん検診推進事業としてある一定の年齢に達した方を対象に、子宮がん、乳がん無料クーポンを配布しました。その他のがん検診に関しては、他市町村との均衡、財政負担の増加等から、現在のところ変更する考えはございません。なお、満70歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方には減免措置があります。</p> <p>実施期間は、がん検診については集団方式で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんを5月～3月、個別方式で胃がん・大腸がん、胸部X線、前立腺がんを6月～2月、子宮がんについては3月まで実施しています。</p> <p>歯周疾患検診については成人歯科健診として、20歳以上の市民を対象に保健センター等において、無料で歯科健診や口腔がん検診等を年12回実施しております。</p> <p>また、平成21年度からは35歳を対象に個別医療機関での個別検診（一部自己負担あり）も実施しています。</p>	保健センター
-------------	--	--------

<p>② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。</p>	<p>平成20年度から35歳の市民を対象に無料で生活習慣病予防のためのヤング健診を実施しています。</p>	保健センター
<p>7. 予防接種について</p>		
<p>① ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。</p>	<p>ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンについては、助成のあり方について検討しているところです。 小児用肺炎球菌ワクチンについては今後検討していきたいと考えています。高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、平成21年度から実施しています。</p>	保健センター
<p>② 上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。</p>	<p>平成22年2月19日、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会がまとめた「予防接種制度の見直しについて(第一次提言)」が発表され、議論が必要と考えられる事項として「予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方」の対象の中にヒブ、子宮頸がん、肺炎球菌があがっています。今後、「どう評価し、どのような位置付けが可能か」といった点についてさらに議論が必要であるとまとまっています。国の動向を見守りたいと考えています。</p>	保健センター
<p>8. 生活保護について</p>		
<p>① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないよう生活保護申請を認めます。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>憲法第25条及び生活保護法に基づいて対応しております。その際、他の制度があることを理由に生活保護申請を認めなかったり、妨害することはしておりません。生活保護を開始する際には、保護申請後、必要な調査を実施し、生活保護を決定する必要があるため、概ね2週間必要となります。生活保護を決定する限り早急に対応させていただきますので、ご理解をお願いします。</p>	福祉課
<p>② 就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>	<p>就労支援については、就労相談員を1名配置して、就労支援に向けて取り組みをしています。生活指導を行うケースワーカーについては、今後の景気動向、生活保護受給者数の増加に合わせて必要があれば増員するよう対応させていただきます。</p>	福祉課
<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。 1. 国に対する意見書・要望書</p>		

<p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらしせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p> <p>②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にまもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようになしてください。</p> <p>④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子ども医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置</p> <p>⑤消費税の引き上げは行わないでください。</p> <p>⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。</p> <p>⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用率が低い者、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者本人等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにし</p> <p>⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。</p>	<p>国の社会保障制度の関係であり、小牧市としては要望する考えはありません。</p> <p>後期高齢者医療制度は廃止が決まり、現在国で新しい制度にむけて検討がなされているところですが、後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心とした医療費が増大する中、財政運営責任の明確化、負担の明確化を図るために創設された医療制度ですので、元の老人保健制度に戻すことは望ましいことと考えています。新制度に向けての要望は、必要に応じ、県を通じて行っているところと考えています。</p> <p>介護保険の制度設計については、国の審議会等で議論されているところであり、その推移を見守りたいと考えています。</p> <p>国の社会保障政策に関する事であり、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>国の動向を見守りたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p> <p>長寿介護課</p> <p>保険年金課</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>福祉課</p> <p>保健センター</p>
<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。</p>	<p>後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えますので、意見書・要望書の提出は考えています。</p> <p>県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p>

<p>③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出していただくさい。</p> <p>④子ども医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大していただくさい。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p> <p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p>
<p>⑤国民健康保険への県の補助金を増額していただくさい。</p>	<p>補助金の額については、国・県が交付決定をしますので、原則、市の要求によって金額が変わるものではありません。ただし、法改正時のシステム改修委託費等について、市の負担が極力発生しないように特別調整交付金等、要求すべきものについては補助金等の交付要求をしていききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>⑥精神障がいがある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしていただくさい。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしていただくさい。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	<p>福祉課</p>
<p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p>		
<p>①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請していただくさい。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けていただくさい。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでいただくさい。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けていただくさい。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>